

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	令和5年度安芸市住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安芸市は、令和5年度住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利・利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

安芸市長

## 公表日

令和6年5月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和5年安芸市住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金に関する事務
②事務の概要	<p>(1)「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(重点交付金)の増額・強化について」(令和5年3月22日事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」(令和5年3月29日改正)の趣旨等を踏まえ、令和5年度高知県安芸市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金要綱に基づき実施する、基準日(令和5年6月1日)において世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯に対する給付金の支給事務(令和5年11月30日終了)</p> <p>(2)価格高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯枠を活用し、令和5年度高知県安芸市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金実施要綱に基づき、追加支給分として実施する、基準日(令和5年12月1日)において世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯に対する給付金の支給事務</p> <p>(3)(2)の給付対象となる住民税非課税世帯に対することも加算給付金の支給事務</p> <p>(4)住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金及び当該世帯に対することも加算給付金の支給事務</p> <p>なお、本事務については、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第18号)に基づき、特定公的給付に指定されている。</p> <p>支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報照会「情報連携の概要」 対象者の税情報等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。</p>
③システムの名称	住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金システム、中間サーバー、番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法 第9条第1項、別表第一の101の項</li><li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条</li><li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	安芸市役所総務課総務係 (住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1 (電話番号)0887-35-1000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	安芸市総務課 (住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1 (電話番号)0887-35-1000

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

